

お知らせ

4月から 消費税率が8パーセントに

消費税率が8パーセントになりました

4月1日から、**1**地方消費税率と**2**消費税率(国税)を合わせた**3**消費税率が8パーセントになりました(右下の図)。

増税分は、年金・医療・介護・少子化対策などの社会保障費などに充てられます。また、**1**地方消費税率は、

■その他 消費税について詳しくは、国税庁HP <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>をご覧ください。最寄りの税務署へ。

消費税率の引き上げに伴う料金の変更

施設の使用料やサービスの利用料などが変更になる場合があります。

詳しくは、各担当課や各施設へお問い合わせください。

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金を支給

4月から消費税率が8パーセントへ引き上げられることに伴い、「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給することが決定しました。

「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらか片方の支給

1 地方消費税率
1.7パーセント

2 消費税率(国税)
6.3パーセント

3 消費税率
8パーセント

および生活保護を受給している人などを除く。

2 子育て世帯臨時特例給付金

▽内容 児童1人に付き1万円。

▽対象 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人。

3 振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

▽国・県・市職員などが、銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機(ATM)の操作をお願いします。することはありません。

▽4月1日現在、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の給付のために、

国・県・市職員などが市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報

を聞くことはありません。▽自宅や職場などに、不審な電話がかかってきた場合は、市消費生活センター

(616) 1547や最寄りの警察署へご連絡ください。

問 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金実施本部 (632) 5172

料金が変更になる主な例

- ▽水道料金・下水道使用料 上下水道局サービスセンター ☎(633)3108
- ▽健康診査手数料 健康増進課 ☎(626)1129
- ▽一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ、動物死体、し尿) ごみ減量課 ☎(632)2423 など

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用は無料、申込不要。HPホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター、地域市民センター、出張所、生涯学習センター、地域コミュニティセンター、市民活動センター

◎障がい福祉サービス計画策定委員募集 市では、障がい福祉サービスの必要量とその確保策を定めるため、「宇都宮市障がい福祉サービス計画」を策定しており、次期計画(平成27年4月～平成30年3月)策定の委員を公募します。▽任期 任命時～平成27年3月▽内容 任期中3～4回程度開催する市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会に出席▽対象 申込時に20歳で、市内に引き続き1年以上住んでいる人▽募集人数 2人程度▽選考 書類審査と面接▽その他 申込期限は4月25日まで。詳しくは、障がい福祉課 ☎(632)2673へ。